

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年4月

早 川 町

目 次

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3～6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7～11
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	12
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12～13
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14～25
○ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	14
1 利用権設定等促進事業に関する事項	14～20
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20～22
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	23
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	23～24
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項	24～25
第5 その他	25
別紙1（第4の1（1）⑥ 関係）	26
別紙2（第4の1（2） 関係）	27～30

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

1 基本構想策定及び見直しの趣旨

平成5年8月に制定された農業経営基盤強化促進法においては、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図り、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずることとされている。

このため、県にあっては平成6年3月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的方針」を策定、さらに、平成12年、平成17年及び平成22年に見直しを行い農業経営基盤の強化のための各般の施策に取り組んできたところである。

国においては、食料自給率の向上を目指すことが喫緊の課題であり、担い手の確保・育成対策の推進と併せて新たな農地政策として平成20年12月に「農地改革プラン」が示された。さらに、平成21年12月には食料の生産基盤である農用地の確保と有効活用を促進する農地利用集積円滑化事業の創設等を含んだ農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行された。

今回は、農業経営基盤強化促進法の一部改正及び農業情勢等の変化を踏まえ、山梨県基本方針の一部見直しをうけて本町基本構想の一部見直しを行うものである。

2 基本構想の性格と役割

基本構想は、「やまなし農業基本計画」に位置付けられている、認定農業者、及び農業生産法人等を効率的かつ安定的な経営体として育成・確保を図るための推進指標とし、早川町において目標とする農業経営の姿を明確にするとともに、これらの経営体への農地の利用集積を促進し、本町農業の経営基盤の強化を促進するものである。

なお、基本構想は、農業者の経営規模拡大等、農業経営改善の目標とするものとし、その計画期間は、令和2年度からの今後10年間とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業生産の方向

早川町は、山梨県甲府盆地の南西部に位置し、町の面積36,986haの内、経営耕地面積は79haで、全面積の0.2%と極めて少ない経営耕地ではあるが、これらを有効に活用し、稲作のほか山地特有の気象条件を生かした果樹、野菜等の作物や菌茸類の栽培等を展開するとともに、都市住民の農業・農村に対する関心の高まりに併せ、中山間地域の特色を生かした特産農作物や観光農業などを提供する高付加価値型農業生産を展開していく。

本町の農業構造は、総農家戸数160戸の96%が自給的農家で、販売農家は6戸、うち専業農家は1戸と少なく、零細な農業構造となっており、農業労働力の高齢化と後継者不足が深刻化しており、中山間地域である本町においては、その地形的制約や地理的条件により、担い手への利用集積は困難を伴うため、農地の流動化は顕著な進展をみないまま今日にいたっている。併せて、農業従事者の高齢化及び減少、農業後継者の不足、離村離農等により、遊休農地が増加傾向にある。特に、山間部にある地区では、今後、農地の遊休化が一層進むことが考えられる。これらの遊休農地の増加は、農地利用集積など、農地の集団的利用等への支障となるだけでなく、鳥獣害のさらなる拡大に繋がり、周辺農地の耕作への悪影響を及ぼすことにもなる。

このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業経営者の意向、立地条件、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等の就農5年後における農業所得及び労働時間は、おおむね農業者と同様の水準を達成することを目標とする。ただし、農外からの新規・青年等就農者の農業経営開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、農業所得については、おおむね6割程度（1経営体当たり200万円程度）の達成を目標とする。

このため、農業者または農業に関する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は、早川町地域担い手育成総合支援協議会を設置して、農業委員会、農業協同組合、所管農務事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。さらに、前述の早川町地域担い手育成総合支援協議会が主体となり、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよ

う誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、認定農業者等を中心とした経営規模拡大を図ろうとする意欲的な担い手に対して、農業委員などによる掘り起こし活動を強化することにより、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。併せて、地域の気候条件や立地条件等を生かしながら、地域農産物の高品質化やブランド化等による、高収益型農業の振興を通じた担い手の確保、育成への取り組みと一体的に農地の利用集積を促進する。

また、近年、増加傾向にある遊休農地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果により、利用可能な農地と、農地として復元・利用することが困難なものとの区分し、それぞれについて適切な対応を図り耕作放棄地の計画的解消を図る。

具体的には、利用・復元可能な農地については整地・抜根等基盤整備を促進し、新規就農者、農地所有適格法人等への利用権設定等により活用する。

こうした取組みは地域の創意工夫によって発展可能なものであり、これに対する支援策について一層の充実を図る。

2 施策の発展の方向

今後10年を見通し、上記の農業生産を展開するため、これを担う経営体の育成目標及び農業構造の明確化を図り、その実現に向けて各種施策を展開するものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域のお産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が得られる農業経営を確保・育成するとともに、これらの経営体が地域の農業生産の相当部分を担うことができるような農業構造を確立することを目標とする。

主たる従業者1人あたり	
年間総労働時間	1,800時間
年間農業所得	300万円

(2) 施策の方向

望ましい農業経営及び農業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本として、目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする担い手を認定農業者へ誘導を図る。今後、新規就農者や企業の農業参入等多様な担い手を確保し、認定新規就農者、認定農業者に育成するとともに、それらの担い手に対して、経営規模の拡大、資本装備の充実、雇用労働力の確保や労働条件の改善等、経営改善を促進する支援を重点的に実施し、経営管理能力の向上のための研修等の開催により、高度な技術と経営感覚を備えた農業経営体の育成に努め、経営の発展状況に応じ、法人への移行を推進する。

また、地域農業の維持・発展のため、認定新規就農者、認定農業者、認定農業者志向農家、兼業農家及び自給的農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携体制を整備するとともに、地域の実情に即した営農・生産組織を育成し、多様な担い手として位置づける。

これらの組織の育成にあたっては、早川町地域担い手総合支援協議会が中心となり、町、農業委員会、農業協同組合、地域普及センター等関係機関・団体が有機的に連携し組織化に向けた支援を行う。

① 地域農業の中核となる担い手の確保・育成

- ・ 農業大学校等における新規就農希望者研修、経営者能力向上のための研修の実施
- ・ 農業資金融資制度の活用、家族経営協定の締結の推進
- ・ 地域に根ざした農業法人の育成・支援

② 地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成

- ・ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する農作業受託組織の育成
 - * 早川町、農業協同組合等が参画した農作業受託組織として第三セクターやサービス事業体等の育成を図る。
- ・ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織の育成
 - * 地域及び営農の実態等に応じ多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図る。
 - * 経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。
 - * 集落営農については、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化、法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立へと誘導を図る。

③ 土地基盤の整備

水田及び畑地のほ場整備、農業用排水路の整備、基幹及び幹線・支線・耕作農道の整備

④ 農地流動化の利用推進

利用権の設定等の推進、農作業受委託の推進、優良農地の確保・保全、遊休農地の発生防止と有効活用、農地利用集積円滑化事業の推進

⑤ 労働力の確保

農作業受委託事業の充実及び農作業受委託組織の育成等による援農システム及び雇用

労働力の供給体制の整備、高性能機械の効率的利用体制の構築、雇用労働力の供給体制の整備

- ⑥ 持続性の高い農業生産方式の推進
環境保全型農業の推進、GAP（農生産工程の管理）の導入推進、4パーミルイニシアチブ（大気中のCO₂増加分を土壌へ炭素として貯留する取り組み）の推進
- ⑦ 流通・加工
統一的出荷体制の整備、6次産業化の推進、農業者と商工業者の連携（農商工連携）強化、輸出の促進等
- ⑧ 技術開発
地域に適応した新技術の開発、遺伝子解析手法等の利用による優良品種、系統の育成選抜、スマート農業の推進

（3）地域別施策の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を基本とした地域農業の維持・発展のため、地域の実態に即した方策を講ずることが必要である。このため、地域の地理的・地形的条件に加え、農業従業者や営農形態など農業の実態を考慮して、地域の実情に適合した農業経営を推進するものとする。

（4）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者の育成・確保については、地域ぐるみでの育成確保が必要であり、後継者や新規参入など多様な育成支援体制の整備を推進する。就農希望者に対して、農地では農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面では地域普及センターや農業協同組合等が指導を行うなど、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、早川町における営農実態に即した経営の基本形態を踏まえながら、主要な農業経営のモデルは次のとおりとした。

ただし、これらは本町の営農類型を限定するものではなく、地域の営農実態を反映した、育成すべきことが望ましい農業経営の基本的指標を例示的に示したものである。

1 試算の前提条件

(1) 経営形態と労働力の構成

家族型農業経営を基本に、その労働力は原則として主たる従業者1人、補助的従業者1～2人とし、不足する労働力は雇用により確保することとした。

(2) 技術・装備水準

現時点で、ある程度の普及が見込め、10年後には一般化する見込みのある技術水準によるものとする。

なお、具体的な技術・装備の選択にあっては、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力盛り込むこととした。

(3) 資本装備及び経営費

資本装備の取得価格、耐用年数及び経営費は、山梨県が作成した次の資料に準じ、経営費の変動を考慮し設定した。

なお、雇用労費は1時間当たり800円とした。

「農業経営指標—果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産—」

(平成26年3月一部改正)

(4) 農産物価格

最近の市場価格を参考に設定した。ただし、直売等にあっては実際の事例に基づく価格とした。

(5) 労働時間

主たる従業者の年間労働時間は、1,800時間とし、補助従業者は900時間とした。

(6) 所得

主たる従業者1人当たり300万円の所得を確保しうるものとした。

2 基本的指標の記述内容

農業経営の規模が一定以上になると、従来の経営では顕在化しなかった経営管理、雇用労働、資本投下に伴う負担の増大等が発生する。

これに対応するため、農業経営の基本的指標には経営規模以外に生産方式、経営管理の方法及び農業従事の様態等を示すものとする。

なお、これらの記述内容の留意事項は次のとおりとする。

(1) 営農類型

代表的な営農経営類型を示した。

(2) 経営規模

経営規模は利用する農地等の面積とし、() 書きは裏作を示し、全体の経営規模に加算しないものとした。

(3) 生産方式

目標を設定するうえで重要な技術・作付体系及び資本装備を記述した。

なお、資本装備の欄に記述した施設・機械等は一般的なものであり、それと同様の機能を有するものをもって替えることができる。

参考資料：「農業経営指標―果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産―」

(平成26年3月一部改正)

(4) 経営管理の方法

経営改善の目標を達成するため、農業者の知識、経験、技術及び設備を有効に活用するための経営管理手法を記述した。

(5) 農業従事の様態等

経営体を担う人材を確保するための就業環境の改善に関する事項を記述した。

3 基本的指標

(1) 一覧表

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
果樹+複合	山ぶどう+山菜	醸造用	1	山ぶどう90a+ 山菜10a	
椎茸	シイタケ	原木	2	シイタケ50a	
作物特作	茶+ 大豆+ こんにゃく+ 唐の芋		3	茶20a+ 大豆10a+ こんにゃく10a+ 唐の芋12a	

(2) 基本的指標

営 農 類 型			経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 様 態 等				
大 区 分	中 区 分	小 区 分								
果樹 複合	山ブドウ + 山菜	醸造用	山ブドウ90a 山菜 10a	<p>【基本装備】 〈路地〉 ・ブドウ垣根・管理機・作業場・軽トラック</p> <p>【技術・作付体系】 ・山ブドウはヤマソーヴィニヨンを導入。 ・山ブドウは「山ブドウの栽培手引き」に従う。</p> <p>【その他】 ・山ブドウは南アルプス活性化財団と契約出荷。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業日誌の記帳 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の臨時雇用従業者の確保 				
積 算 の 基 礎										
							主たる従事者1.5人			
			区 分	生産 単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/年)	生産 面積	
			露地	山ブドウ	10 a	450	1,000	450	170	90 a
				タラの芽	10 a	455	100	4,550	140	10 a
留 意 事 項										
			<ul style="list-style-type: none"> ・販路の拡大を検討する。 ・収益性の高い栽培技術の導入。 							

指標番号 2

営 農 類 型			経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 様 態 等
大区分	中区分	小区分				
菌茸	シイタケ	原木	原木シイタケ 50a	【基本装備】 ・発生ハウス・養成ハウス・浸水槽・乾燥舎・人口ほだ場・発生舎 ・軽トラック・作業所（販売所） 【技術・作付体系】 ・自然栽培＋半促成栽培 【その他】	・農作業日誌の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による顧客管理 ・複式簿記の記帳	・家族経営協定の締結による給料制・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従業員の確保

積算の基礎

区 分	生産単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/年)	生産面積
原木シイタケ	10,000本	12,150	8,100	1,100	3,000	—

- ・宅配料金は経費に含まないこととした。
- ・宅配に係る作業は、次のとおりとした。
- ・注文書発送 受注作業 宅配伝票 梱包作業 請求書発送 入金処理 顧客整理 顧客電話対応 顧客来園対応

留意事項

- 〈宅配〉
 - ・顧客の獲得に向けた取り組みを行い、段階的に受注・発送量の増加を図る。
 - ・宅配に係る作業を細分化し、家族間の役割分担を明確にする。
- 〈共通〉
 - ・接客対応を分担し、必要に応じた臨時雇用の確保を検討する。
 - ・地域の特性、顧客のニーズに応じた品種・栽培方法の組み合わせを検討する。

指標番号 3

営 農 類 型			経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 様 態 等
大 区 分	中 区 分	小 区 分				
作 物 特 作	茶＋ 大豆＋ コンニ ャク＋ 唐の芋		茶 20a 大豆 10a コンニャク 12a 唐の芋 18a	【基本装備】 ・摘採機・せん枝機・動力噴霧器・耕運機 【技術・作付体系】 ・茶はやぶきた中心 ・コンニャクは3年生で出荷 ・唐の芋は煮物等に、茎は乾燥して販売 【その他】 ・茶、大豆は機械で共同利用 ・コンニャクは南アルプス活性化財団に全 量出荷	・農作業日誌の記帳 ・複式簿記の記帳	・農繁期の臨時雇用 従業者の確保

積 算 の 基 礎

区 分		生産 単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/年)	生産 面積
露地	茶	10a	280	1,000	280	127	20a
	大豆	10a	48	300	160	13	10a
	コンニャク	10a	1,400	3,500	400	50	12a
	唐の芋	10a	432	2,000	216	533	18a

主たる従事者1.5人

留 意 事 項

- 〈宅配〉 ・顧客の獲得に向けた取り組みを行い、段階的に受注・発送量の増加を図る。
- ・宅配に係る作業を細分化し、家族間の役割分担を明確にする。
- 〈共通〉 ・労働力の確保を検討する。
- ・地域の生育の応じた品種・栽培方法の組合せを検討する。
- ・収益性の高い品種や栽培技術の導入。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、町内及び周辺市町村で展開されている優良事例を踏まえつつ、早川町における主要な営農類型について「第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標」を参考にし、年間目標は概ね200万円（6割程度）とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2及び第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
10.0%	

(注) 1 この目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和5年度とする。

3 山梨県の平成24年度の耕地面積24,600haに占める担い手への集積面積6,715haの割合27%を、今後10年間で46%に引き上げる方針が示されたことに鑑み、早川町では、下記の表により10%を目標とする

経営形態	類型名	経営規模 (ha)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	
			農業経営体の数	集積面積 (ha)
			うち認定農業者数	
個別経営体	山ぶどう+山菜	1.0	3	3.0
			1	
	椎茸	0.5	3	1.5
			1	
	茶+大豆+こんにゃく+唐の芋	0.6	3	1.8
			1	
合計			9	6.3
			3	

$$\text{シェアの目標} = \frac{\text{平成36年の農業経営体による総経営面積 (6.3ha)}}{\text{平成36年の町全体の農地面積 (63ha)}} \div 10.0\%$$

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

早川町においては、農家人口及び農家戸数は年々減少しており、農業従事者の高齢化率は高くなってきている。そのため後継者不足等により経営規模拡大は見込めず、農地の遊休化が増加する恐れがある。

(2) 今後の農地利用等の見直し、将来の望ましい農地利用の在り方

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

(3) 具体的取り組みの内容及び関係機関、団体との連携

早川町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への農用地の集約化を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等が連携して、施策・事業等の実施を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

○ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

早川町は、山梨県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、早川町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業として、積極的に取り組む。

早川町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、早川町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、「人・農地プラン」の見直し（実質化）と連動させることにより、効率的かつ効果的に面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 比較的平坦部の地域は、果樹・野菜等の労働力が分散される品種・作物の組み合わせにより、可能な限り農地の流動化による経営規模拡大と施設化、機械化、高品質化による経営の拡大を推進する。

イ 中山間地域は、水稻・野菜・菌茸類の組み合わせによる高集約的農業を推進し、農作業受委託による作業効率を高めて、農地流動化を進める中で、経営体の経営規模拡大を図り、法人化への誘導に努める。

さらに、早川町は、農用地利用改善団体に対して特定農業生産法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、法第7条第1項に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、同法第4条の第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受ける者が、法第18条第2項第6号に規定する者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第3条で定める者を除く。)である場合には、次に掲げるすべての要件を備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に

利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑥ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 早川町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定められる様式による開発事業計画を提出させる。

② 早川町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期限

① 早川町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認められるときは、遅延なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 早川町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 早川町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 早川町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整が整ったときは、早川町に農地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 早川町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 早川町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 早川町は、（5）の②及び④の規定による農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとするものの申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、早川町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 早川町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善並びに安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、賃借及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の受託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利とする場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除できる旨の条件を含む。）
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与されると持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

早川町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足

りるものとする。

(9) 公告

早川町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①に規定する農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を早川町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

早川町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

早川町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを早川町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

早川町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 早川町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 早川町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの

権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 早川町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取り消しに係る部分を早川町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 早川町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 早川町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。

早川町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は山梨県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

早川町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を早川町に提出して、農用地利用規程について早川町の認定を受けることができる。
- ② 早川町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率のかつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 早川町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を早川町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定める。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関すること

③ 早川町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次の掲げる要件に該当するときは、（５）の①認定をする。

ア ②のイの掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分についての利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためとくに必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 早川町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 早川町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農務事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）山梨県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、早川町地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

早川町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の利用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の推進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

早川町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、市町村公社・農協等市町村段階の農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受け入れ環境の整備

公益社団法人山梨県農業振興公社や地域普及センター、農業協同組合と連携しながら就農に向けた情報提供や就農相談を行う。

- ② 中長期的な取組
生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
- ① 農業に関する情報の共有と一貫した指導支援
早川町が主体となって地域普及センターや農業委員、農業協同組合、各生産団体と連携・協力し、技術指導および経営相談などの支援を継続的に行い安定的な経営体への育成を図る。
 - ② 就農初期段階の地域全体でのサポート
人・農地プランの作成・見直し(実質化)を通じ、新規就農者を地域の新たな担い手として定着させ、育成する体制を強化する。
 - ③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導
人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金等の国の支援策や、県の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- (3) 関係機関等の役割分担
技術や経営ノウハウについての習得等については農業改良普及センター、農業協同組合組織等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
早川町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ア 早川町は、農産物直売所等を設置し、当該直売所施設を有効活用しながら、地域農産物のブランド化・特産農産物の生産に向けた取組みや地産地消活動を一体的に推進することで、地域の農産物の消費拡大及び販売促進に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営規模の拡大を図っていく上での条件整備を行う。
- イ 早川町は、山間地域における鳥獣害への防止対策の強化及び支援拡大に取り組むことにより、担い手の営農意欲を助長し、遊休農地の発生防止・抑制を図る。
- ウ 早川町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- エ 早川町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

早川町は、農業委員会、農務事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や、第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、長期行動計画と併せて、年度別行動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業共同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、早川町地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、早川町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和3年4月 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥ 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業共同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の4第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の4第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合。
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業共同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う者に限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	<p>1 存続期間は3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年または6年とすることが相当でない認められる場合には、3年または6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3（1）によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
② 賃借の算定基準	<p>1 農地については、農地第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近隣の賃借がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃借の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 賃借を金銭以外のもので定めようとする場合には、その賃借は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる賃借の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
③ 賃借の支払方法	<p>1 賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃借の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する農業共同組合等の金融機関の口座に振り込むこととし、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 賃借を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>
④ 有益費の償還	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき早川町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	Iの①に同じ。
② 賃借の 算定基準	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の賃借の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の賃借がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>
③ 賃借の 支払方法	Iの③に同じ。
④ 有益費の 償還	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

① 存続期間	Iの①に同じ。
② 損益の算定基準	<p>1 作目毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費のほか、農作業実施者又は農業経営委託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 損益の決済方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の 算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍の類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産能力等を勘案して算定する。
② 対価の 支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の 移転の 時期	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>